令 和 7 年 1 1 月 1 日 練馬区教育委員会事務局教育振興部学校教育支援センター

子どもSNS相談業務委託 プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、子どもSNS相談業務委託に係る事業者を、価格のみによる競争によらず、 企画力、技術力、実績等の観点から選定を行うプロポーザル(事業提案)方式により実施 するにあたって、必要な事項を定めるものとします。

2 業務概要

件名

子どもSNS相談業務委託

履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

成績評価を行った結果、優良または良好であると評価された場合は、1年単位で2回まで契約を更新することがあります。(初年度を含めて最長3年間の契約)

履行場所

受託者が設置する相談室

業務内容

仕様書(別紙1)のとおり

概算経費(予定)

16,417 千円(税込)

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とします。

本件については、令和8年第一回練馬区議会定例会において令和8年度予算が成立し、配当されたときに効力を生じるものとします。

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、つぎの全ての要件を満たしている者とします。 法人格を有すること。

東京都内または隣接する県内に事業所を有していること。

SNSを活用した小中学生向けの子ども相談業務について自治体における受託実績があること。

4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 の 4 第 1 項の規定に該当する者。 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号)による指名停止期間中である者。

「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。

法人事業税(地方法人特別税を含む) 法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。

経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

今年度に練馬区と契約した案件がある場合、当該契約について契約違反が認められた者。

5 日程(予定)

募集要領等の公表	令和7年11月1日(土)
参加希望届・納税証明書	令和7年11月14日(金)午後5時まで
法人の資格に関する書類提出期限	
質問受付期限	令和7年11月14日(金)午後5時まで
質問回答日	令和7年11月21日(金)
提案書等の受付期限	令和7年12月1日(月)午後5時まで
一次審査結果通知(メール・書面)	令和8年 1月13日(火)まで
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年 1月27日(火)午前
二次審査結果通知(書面)	令和8年 2月上旬

6 参加希望届、納税証明書、法人の資格に関する書類の提出

受付期限

令和7年11月14日(金)午後5時まで 提出方法

直接持参(土日祝日を除く)または郵送 受付場所

練馬区立学校教育支援センター1階 教育相談係 〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1 提出書類

ア 参加希望届

プロポーザル参加希望届(様式1)

イ 直近年度の法人事業税(地方法人特別税を含む)の納税証明書、直近年度の法人税、 消費税及び地方消費税の納税証明書その1の原本(各1部。写しは不要)

- ウ 法人の資格に関する書類
 - (ア)法人の登記事項証明書(発行後3か月以内の履歴事項証明書)
 - (イ)法人等の定款
 - (ウ)法人等の経歴書(会社案内等 従業員数の分かるもの)
 - (エ)令和4~6年度の決算書類のうち税務申告書類一式(勘定科目内訳明細書を含む)またはそれに代わるもの
 - (オ)令和4~6年度の決算に係る営業報告書または事業概況書(税務署に提出したものの写し)
 - (カ)令和4~6年度の決算に係るキャッシュフロー計算書
- (5) その他
 - ア 参加希望届を提出した事業者には、「外部サービス選定基準(仕様書別紙1関係)」を提供します。
 - イ 参加希望届を提出の後、提案を辞退する場合は、プロポーザル辞退届(様式2)を上記(3)受付場所へ提出してください。提出方法については直接持参または郵送とします。

7 質問・回答

本件に関する質問は、質問書(様式3)に内容を簡潔に記入のうえ、以下の要領で行ってください。

質問期間

令和7年11月14日(金)午後5時まで

質問方法

電子メールで「EDCENT@city.nerima.tokyo.jp」へ送信してください。

なお、区が質問を着信した場合、着信確認メールを送信しますので、確認のメールが届かない場合は必ず担当までお電話下さい。

回答方法

質問をした全ての事業者に対し、令和7年11月21日(金)までに質問者名を伏せた上で、電子メールにより回答します。

8 提案書等の提出

プロポーザルに参加する事業者は、以下の要領で提案書等を提出してください。 持参の場合は、事前に下記まで連絡をお願いします。

提出期限 令和7年12月1日(月)午後5時まで

提出方法 直接持参または郵送(必着)

郵送の場合、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。 普通郵便で送付した場合の事故については、責任は負いません。

提出場所 練馬区立学校教育支援センター1階 教育相談係

〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1 (電話)03-6385-9911

提出書類

つぎの書類について、正本各 1 部、写し各 10 部を提出してください。提出書類一式は A 4 判ファイルに縦左 2 穴開け綴じにし、書類ごとにインデックスを付け、ファイルの表紙には会社名を記載してください。

ア 事業者に関する書類等

- (ア)団体概要書(様式4)
- (イ) SNSを活用した小中学生に対する子ども相談業務 受託実績一覧(様式5)
- (ウ) 法人案内パンフレット等(作成している場合のみ)
- (工) 安全管理体制確認書(様式6)
- (オ) 危機管理に関する取組方針 事故や苦情等に対する危機管理に関する体制や取組方針がわかる資料をご提出 ください。
- (カ) 個人情報保護および情報セキュリティに関する取組方針 個人情報保護および情報セキュリティに関する取組方針がわかる資料をご提出 ください。なお、これらに関する認証や資格がある場合は記載してください。

イ 提案および見積もりに関する書類

(ア)提案書

募集要領別紙1「仕様書」に記載した業務について、募集要領別紙2「提案書作成要領」を参照のうえ作成してください。

(イ) 見積書(様式7)

本要領1ページに記載の概算経費を確認の上、つぎの事項について積算してください。金額はすべて消費税込みとします。

- ・ 相談・通報アプリの環境整備費および保守費
- 相談・通報運営業務費
- ・ 周知資料の作成・配布費
- 報告費

再委託

本業務の全部または業務の主要な部分を一括して第三者に委託することはできません。 その他

提出期限後の提案書等の差替えおよび再提出は認めません。ただし、区が追加資料の提出を求めた場合を除きます。

9 審査方法

一次審查

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき一次審査を行います。応募状況を勘案したうえで、上位3事業者程度を一次審査通過とします。審査結果は令和8年1月13日(火)までにメール送信および書面発送により、応募者に通知します。

二次審查

一次審査を通過した者について、令和8年1月27日(火)午前中(予定)に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーションおよびヒアリングに基づき二次審査を行います。二次審査の日程は、都合により変更する場合があります。

プレゼンテーション・ヒアリングの時間および会場の詳細については、一次審査を通 過した事業者へ個別に通知します。

選考時間は1事業者あたり35分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング20分程度)説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とします。

二次審査結果は、令和8年2月上旬に対象者に書面により結果通知を発送します。区が求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査および二次審査の合計点(総合評価点)が最も高い者を第一優先委託候補者とします。

10 評価項目

評価項目および評価基準は、募集要領別紙3のとおり。

11 委託候補者との協議

委託候補者と区の協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。

委託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置 を受けるなどにより、欠格条項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明 した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに委託候補者とします。

12 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む)は、練馬区情報公開条例(平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 条)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(募集要領別紙 4)に基づき、取扱います。

13 その他事項

提出書類の作成および提出等、企画立案に係る費用は事業者の負担となります。 提出された書類は返却しません。区の所定の保存期間経過後に廃棄します。

審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その 時点で失格とします。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがあります

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効とします。

提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以

外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うこととします。

本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。

本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとします。

14 問い合わせ先・担当

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 学校教育支援センター 教育相談係 萩原・佐藤

〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1

電話:03-6385-9911 FAX:03-6385-9913 e-mail:EDCENT@city.nerima.tokyo.jp